

# 入院時食事療養費の負担額変更について

**令和7年4月1日より、**国の健康保険法等の規定に基づき入院時の食事療養費の負担額が下記の通り変更となります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

所得区分		標準負担額	
69歳まで	70歳以上	令和7年3月まで	令和7年4月から
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食 490円 (1日3食1,470円)	1食 <b>510円</b> (1日3食 <b>1,530円</b> )
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅱ		
区分 エ	一般		
区分 オ	低所得 Ⅱ	1食 230円 (1日3食690円)	1食 <b>240円</b> (1日3食 <b>720円</b> )
区分 オ 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食 180円 (1日3食540円)	1食 <b>190円</b> (1日3食 <b>570円</b> )
	低所得 Ⅰ	1食 110円 (1日3食330円)	1食 110円 (変更なし) (1日3食330円)

※全医療機関共通の値上げとなります。